「皇室典範等改正案」の廃案を求める声明

高市早苗内閣が、２０２６年6月３０日に閣議決定し、衆議院に提出した「皇室典範・皇族戸籍法・住民基本台帳法改正案」（以下、「皇室典範等改正案」）は、皇族女子の犠牲的献身の上に男系皇族男子の皇位継承を永続化しようとするもので、日本国憲法の基本的人権尊重の精神に反する封建的改正案である。

日本国憲法における天皇（君主の日本名）は、第二次世界大戦（１９３９年９月１日－１９４５年９月２日）前の大日本帝国憲法における天皇が、天皇家の皇祖神・天照大御神から、天皇の地位と日本統治権を受けた超憲法的存在の神格天皇、神権天皇である（大日本帝国憲法・告文・憲法発布勅語）とされたのと異なって、主権者国民の意思により、日本国憲法によって、天皇の地位を認められた「憲法天皇」（第１条）である。したがって、天皇は、日本国憲法を超越した存在ではなく、日本国憲法の制約を受ける存在である。

男系皇族男子の皇位継承に凝り固まっている人は、この観点を故意に無視する大日本帝国憲法的見地に立っている。

「皇室典範等改正案」の主内容は、次の通りである。男尊女卑・男女差別の貫徹が露骨に示されている。

第一に、皇族女子は、結婚時に皇族の身分を離れることができる（皇室典範改正案・附則第二条）が、望めば、結婚後も皇族の身分を保持できる（現行皇室典範第一二条の削除による）。その場合、当該皇族女子の夫と子に皇族の身分を与えない（皇室典範改正案第一五条）。当該皇族女子も、戸籍上は、国民の取り扱い（住民基本台帳に記載）となる（住民基本台帳法改正案第三九条第一項・第二項）。

第二に、皇族（皇嗣及び皇嗣妃を除く）は、当代天皇の直径の後継者が絶えた場合などに後継者を出すことができるとされていた旧１１宮家（１９４７年１０月１３日に皇籍離脱決定）の男系男子（１５歳以上、配偶者と子がいない人）を養子とすることができる（皇室典範改正案第三八条第一項）。その場合、養子皇族男子は、皇位継承権を有しない（皇室典範改正案第三八条第四項）。養子皇族男子の男系子孫は、皇位継承権を有する（皇室典範改正案第三八条第六項）。

結婚して、皇族の身分を持つ皇族女子は、正皇族でない準皇族（戸籍上、国民扱い）の取り扱いで、いわば、「劣等皇族」として、「公務要員」の位置づけで、皇族の仕事（公務）に従事させられる。

養子皇族男子は、自己の意思で皇族の身分を離れることはできず（皇室典範改正案第三八条七項）、自己の妻と共に、男の子作りも強制される。

天皇となる資格（皇位継承権）を持たない国民の集団（旧宮家の人々）を皇族にする集団に位置付けるのは、新たな貴族の制度の創設となるので、それは、日本国憲法の「華族その他の貴族の制度は、これを認めない」（第十四条第二項）に違反して、無効である。

「側室制度」が不可能となった時代状況のもとで、男系男子の皇位継承を維持しようとする限

り、今回の「皇室典範等改正案」が示しているように、今後のいかなる皇室改革も、宮家の皇族男子と結婚して皇族女子となった女性に、心身を壊すほどの重圧に耐えて、男子を生む機械となることを、また、結婚後の皇族女子に「劣等公務要員皇族」となることを強いる反人権的皇室改革とならざるを得ない。

皇室女性をこの難境から解放できる唯一の方法は、皇位継承を、性別を問わず、長子（最初の子）を第一順位とするという方法しかない。ヨーロッパの君主国では、この方法が始まっている（スウェーデン王国、オランダ王国、ノルウェー王国、ベルギー王国、デンマーク王国、ルクセンブルク大公国、イギリス王国）。

基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法から生まれた「憲法天皇」のもとでは、皇族女子の犠牲的献身を求める封建的皇室であってはならない。

今日、法の下の平等とジェンダー（社会的文化的性差）平等の実現を求める思想及び運動が、どこの国でも、高揚している。この法の下の平等とジェンダー平等に適合する皇位継承の方法を追求することこそが、２１世紀の皇室改革の本質である。それ故、私たちは、今般の「皇室典範等改正案」の撤回を強く要求する。

２０２６年 7月１５日

日本機関紙協会埼玉県本部

理事長　金子　勝